

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のトピックスでご覧いただけます
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

職業安定関係

雇用保険法の改正により拡充された 教育訓練給付の対象となる教育訓練の指定基準

雇用保険法の改正により、平成26年10月1日から「教育訓練給付金」の給付内容が拡充される。新しい制度は、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の拡充を図ったものである。

ここでは、「専門実践教育訓練」として、教育訓練給付の拡充対象となる教育訓練の指定基準について解説する。なお、専門実践教育訓練の対象となる講座は、平成26年8月中旬から順次決定され、厚生労働省ホームページ等で公表される予定である。

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準
(平26. 5.16 厚労告237)

高田弘人 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1. 雇用保険法の改正(教育訓練給付金関連)

平成26年3月31日に公布された改正雇用保険法において、教育訓練給付金の拡充および教育訓練支援給付金の創設が盛り込まれた。これらは政府が掲げる日本再興戦略の中で示された社会人の学び直しを促進するための措置であり、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練（これを「専門実践教育訓練」といい、これに該当しない従来基準の教育訓練を「一般教育訓練」として区別する）を受けた場合の給付の拡充を図ったものである。なお、当改正は、平成26年10月1日より施行される。

①教育訓練給付金の拡充

専門実践教育訓練を受けた場合の支給率や支給上限額が、従来よりも引き上げられる。従来の教育訓練給付金と新たに設けられた専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金とを比較すると、[図表1]のとおりとなる。

②教育訓練支援給付金の創設

教育訓練支援給付金は、平成30年度末までの暫定措置とされている。当給付金の概要をまとめると、[図表2]のとおりとなる。

図表1 教育訓練給付金の概要(一般教育訓練と専門実践教育訓練との比較)

項目	一般教育訓練	専門実践教育訓練(新)
支給要件期間 (被保険者期間)	3年以上 ※初回のみ1年以上	10年以上 ※初回のみ2年以上
支給制限期間	訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給した場合は支給しない	訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金(一般含む)を受給した場合は支給しない
支給率	教育訓練に要した費用の100分の20	教育訓練に要した費用の100分の40 ※専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者として雇用されたまたは雇用されている者については100分の60
支給上限額	10万円	100分の40の場合、1年当たり32万円(最大96万円) 100分の60の場合、1年当たり48万円(最大144万円)
支給期間	最長1年	原則2年 ※資格につながる訓練等で必要な場合は最長3年

図表2 教育訓練支援給付金の概要

項目	概要
支給対象者	45歳未満の離職者(訓練開始日が直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にある者のうち、教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者) ※平成31年3月31日以前に開始した専門実践教育訓練が対象
支給額	1日につき基本手当の日額の100分の50

2. 教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準

1.の雇用保険法の改正を受け、平成26年5月16日に、新たな「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」(以下、単に「指定基準」という)が告示された(厚労告237)。これは、基本的には、従前の指定基準に前述の専門実践教育訓練に係る内容を追加したものとなっている。なお、当告示の適用日は、教育訓練給付金に係る改正雇用保険法の施行と同じく、平成26年10月1日である。

以降では、この新たな指定基準について、変更箇所を中心に確認することとする。

[1] 教育訓練の実施者 [図表3]

専門実践教育訓練実施者においては、①実施管理責任者、②苦情処理担当者および③手続問い合わせ

対応者の3者を置くことを規定したものである。「教育訓練が行われる施設ごとに」とあることから、複数の拠点(支店等)を有している業者においては、その拠点ごとにこれらの責任者等を選任する必要があるものと考えられる。また、これら3者の役割を1人が兼務することの可否については明記されていないが、①については専任の責任者、③については常時対応する担当者として点等を踏まえると、3者それぞれを1人ずつ選任すべきであるといえよう。

[2] 専門実践教育訓練の要件 [図表4]

[図表4]の(1)のイ(i)(i)および(ii)は、それぞれ以下を指している。

- (i) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練
- これら二つは一般教育訓練の要件として挙げら

れている部分（2項1号イ）からの引用であり、いずれの教育訓練においても、(i)や(ii)に該当するようなものについては当該給付の目的に鑑みて支給の対象としないということである。

(2)の(i)の代表的なものとしては、公認会計士や税理士等の公的資格取得を目的とした学校等が挙げられる。(ii)は、文部科学省の告示（133号）によって平成26年度から新たに創設された専門学校の過程である。(iii)の代表的なものとしては、法科

大学院や教職大学院等が挙げられる。

[3]教育訓練の開始、修了および検証等[図表5]

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金等の支給の期間とは、教育訓練給付金の場合は連続した2支給単位期間（1支給単位期間が6カ月であるため1年）を、教育訓練支援給付金の場合は1支給単位期間（1支給単位期間が2カ月であるため2カ月）を指している。

図表3 教育訓練の実施者

- 1
- 二 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。
特に、雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合わせ等に常時対応する担当者が置かれていること。

図表4 専門実践教育訓練の要件

- 2
- 一
- 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) イ(1)(i)及び(ii)※に該当するものでないこと。
 - (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。）の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、職業能力開発局長の定める訓練期間が1年未満の養成課程を含む。）。
 - (ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであって、当該教育訓練の期間が2年であること。
 - (iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が2年以内（資格の取得につながるものにあつては、3年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。

※「イ(1)(i)及び(ii)」については、11ページの2.[2]を参照。

[4]教育訓練の実績[図表6]

専門実践教育訓練修了後の就職実績等から当該教育訓練の効果を図る旨が規定されており、今後その実績が積み上げられていくことになるであろう。

3.実務への影響

教育訓練実施者ではない一般の企業においては、本件に伴う実務への影響は特にない。ただし、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金は新たに創設された制度であるので、積極的な利用を促すためにも、その概要を従業員へ周知することが望

まれる。

教育訓練実施者である企業や団体においては、専門実践教育訓練としての指定を希望する講座がある場合には、所定の方法により申請を行う必要がある。新たな申請様式等については、厚生労働省のホームページからダウンロードできる（平成26年6月12日現在）。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html

図表5 教育訓練の開始、修了および検証等

- 二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ・ロ (略)
 - ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。

図表6 教育訓練の実績

- 五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。
- イ (略)
 - ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 第1号※ロ(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (2) 第1号ロ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (3) 第1号ロ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

※第1号については、[図表4]参照。